



一般廃棄物処理業（中間処理）許可証

湖環政第 58 号
令和5年(2023年)3月3日

株式会社三峰環境サービス
代表取締役 三峰 誠植 様

湖南市長 生田 邦夫



令和5年2月22日付けで申請のあった一般廃棄物処理業（中間処理）許可申請については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次の条件を付けて許可しま
す。

許 可 番 号	第 2303058 号
許 可 年 月 日	令和5年3月4日
氏 名 法人にあつては、名 称及び代表者氏名	株式会社三峰環境サービス 代表取締役 三峰 誠植
事務所及び事業所の所在地	滋賀県湖南市三雲36番地2
許 可 期 間	令和5年3月4日から令和7年3月3日まで
取 扱 廃 棄 物 の 品 目	木竹類・刈草
処 理 の 方 法	焼却 5t未満
営 業 の 区 域	湖南市全域
<p><許可条件></p> <ol style="list-style-type: none">この許可で処理できる品目は、木竹類・刈草に限定し、その処理量は焼却施設の処理能力を超えないでください。廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び湖南市廃棄物の処理及び清掃に関する条例並びに同施行規則の規定を遵守してください。地域住民との意思疎通に努めると共に、作業に際しては周辺住民の生活環境に影響を与えないよう細心の注意を払ってください。万一、周辺住民から苦情があつた時は、市役所に連絡すると共に迅速かつ適正に対応してください。市の処理基本計画に変更を生じたときは許可を取り消すことがあります。また、この許可に関し制度改正がなされたときはこれに従ってください。上記事項及びその他市長の指示に違反したときは、許可を取り消すことがあります。	